

「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)案」に係る府民意見等と大阪府の考え方について

【実施概要】

実施期間:令和4年1月11日(火曜日)から令和4年2月9日(水曜日)まで

募集方法:(1)インターネット申請 (2)郵送 (3)ファクシミリ

募集結果:インターネット申請でのご意見:5件、ファクシミリでのご意見:1件 合計6件(うち公表不可:1件)

※このほか、本計画(案)とは関係のない意見が1件ありました。

※1件の提出のうち、内容の異なる意見等が複数あった場合は、複数の該当箇所に分割して回答しています。

寄せられたご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。お寄せいただいたご意見等は、趣旨を損なわない範囲で整理しています。

NO.	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
4. 施策の基本方針と具体的取組		
1. DVを許さない府民意識の醸成		
1	<p>・DVを生み出すほどのストレスを与えている企業のありように対する対策がない。</p> <p>・「企業運営から暴力を排除する事」を企業の理念とすることを各企業に求める。ここでいう暴力とは身体的なものだけでなく利益追求を至上主義とする全ての事をさす。</p>	<p>P25基本方針1(1)「DVの防止に関する啓発」に記述していますが、DV防止に向けた取組が企業・団体等でも進むよう、企業・団体関係者に働きかけてまいります。</p> <p>ご意見については、参考とさせていただきます。</p>
5. 子どもの安全・安心の確保と支援体制の充実		
2	<p>DV加害者を出さないために 義務教育または研修期間内などの授業プログラムに「暴力について」などの以下1～3プログラムを設ける</p> <p>1 怒りの管理方法、アンガーマネジメント 怒りの感情と上手に付き合うための心理教育または心理トレーニング</p> <p>2 発達障害などの概念 その多くは周囲から特性を理解されず、そのことが原因で厳しい叱責や冷遇を受けてきています。 障害に加え、いじめや虐待の経験、精神疾患という多重の生きにくさを抱える方はDVなどの被害に遭われる可能性が大きいので、このようなことを早い段階から認識する社会を築くことで加害者も被害者を減少させる事ができる。 また、発達障害という概念のない時代に育った人々に発達障害に対する理解を深めることにより、高齢者虐待などを減らすことも可能ではないかと思います。</p> <p>3 親の在り方について、障害のある子を育てる親が特性を否定しないように研修する ペアレントトレーニングは各地の支援センターや医療機関で受けられるようですので、積極的に定期的に受講させる。</p>	<p>(1について) DVの加害者を生み出さず、暴力を未然に防止するためには、若年層への教育・啓発が重要であると認識しています。P37基本方針5(3)「暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発」に記述していますが、怒り等の感情への対処や、暴力から自らを守る力を育成することを目的とした教材プログラムの学校現場における活用促進を図る等、暴力を予防・防止するための教育・啓発の充実に努めます。</p> <p>(2について) 発達障がいについての理解促進のため、例年4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日～4月8日の「発達障がい啓発週間」に府内建物のブルーライトアップやセミナーを開催するなど、府民に向けた啓発のための取組を行っています。</p> <p>(3について) 発達障がいのあるお子さんを育てるご家族への支援としては、身近な市町村でお子さんへの関わり方について学んでいただけるよう、市町村職員を対象にペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムの実施者養成研修を実施し、各市町村で取り組んでいただけるようフォローアップを行っています。また、発達障がいのあるお子さんを育ててこられた先輩保護者であるペアレント・メンターを市町村等に派遣し、発達障がいのあるお子さんを育てているご家族に対して経験談の紹介や親目線での情報提供を行っています。</p> <p>ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

NO.	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
6. 関係機関、団体等との連携の促進等		
3	<p>○ 民間シェルターを維持 民間シェルター DVなど緊急避難、緊急支援が必要な人たちの一時保護などを行う 民間シェルターを維持していくための事について、民間シェルターを維持するために財政支援、持続的な支援が必要</p> <p>地方公共団体から地方交付税法における特別の財政需要として特別交付税の算定基準に盛り込まれていますが、各地方公共団体によって差があるように思います。特別交付税について、使途自由枠内で民間シェルターへの財政支援、継続的支援の予算を確保し交付する。</p> <p>民間シェルターが安定した運営が維持できれば、緊急避難、緊急支援が必要な人たちを自立援助することができる。</p>	<p>P39基本方針6(3)「民間団体との連携」に記述していますが、民間シェルターに対しては、公民それぞれの利点を活かしながら、DV被害者の支援を推進するという考えのもと、DV被害者の一時保護委託、カウンセラー派遣事業や、支援人材の養成等を行っているところです。</p> <p>また、令和2年度から、国の「DV被害者等セーフティネット強化支援/パイロット事業」における「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金」を活用した補助制度を実施しており、本制度を通じて、地域の民間シェルター等の先進的な取組を支援しています。</p> <p>国に対しては、民間シェルターをはじめとする民間団体の運営基盤を安定強化させ、継続した被害者支援が実施できるよう、一時保護委託費の増額や施設維持の補助等の財政的支援の強化について、要望を行っているところであり、今後も機会あることに要望してまいります。</p>
4	<p>○ DV加害者更生プログラムを定着させる DVをなくすため、DVを繰り返させない為にも加害者の更生、加害者を出さないことが必要だと思えます。</p> <p>加害者更生プログラムを定着させる事について DV法や条例を重くする。その際に加害者更生プログラムを受刑させるなどの内容を盛り込んだ刑法の一部を改正する。</p> <p>加害者はDV暴力行為の衝動を抑止できず、反復的にDV行為をしてしまう精神疾患です。 DV行為が犯罪であり、見つければ逮捕され刑罰を受けることを理解させる。DVを止めたいと思っているにもかかわらず、衝動・欲求を抑えて行動することができずDVを繰り返してしまう事を加害者自身に気づかせる。</p>	<p>P39基本方針6(5)「加害者対応に向けた取組」に記述していますが、国において加害者プログラムの試行実施を進め、全国的な実施に向けて、実施体制等の在り方について検討を行うこととされています。このような国の動向等を注視・把握してまいります。</p> <p>また、DV加害に対して気づきを促すための啓発に努めるとともに、男性のDV被害者、加害者の受け皿として、男性相談の果たす役割は重要になっていることから、男性相談の周知や男性相談マニュアルの改定による相談窓口における対応力の向上を図ります。</p>
5. 数値目標		
5	<p>41頁「配偶者、パートナー間における次の行為を暴力として認識する府民の割合」の目標指標に「(6) 受動喫煙をさせること」を加えて下さい。</p> <p>受動喫煙は致死の有害であるにもかかわらず、喫煙者はニコチンの影響によりその有害性を認識しにくいことが特徴です。また外傷が目立つということもありません。そのため周囲に理解されにくく、自己効力感の低下にも繋がりやすいものです。最近では加熱式タバコによる家庭内での受動喫煙が増えています。タバコ産業が受動喫煙がないと誤った宣伝をしているからです。</p> <p>タイでは受動喫煙もDVとして認識されているとのことですが、タイでは自宅での喫煙は、副流煙が家族に悪影響を大きく与える事から、DV(ドメスティックバイオレンス)の一種と考えられて禁止されました。https://pattayaja.com/2019/08/20/5938/ 子どもへの受動喫煙は児童虐待ともいえるでしょう。子どもの受動喫煙防止条例を制定した大阪だからこそ、受動喫煙はDVとの認識を浸透させてもらいたいと思います。</p>	<p>大阪府では、内閣府男女共同参画局がDVとして例示する暴力の態様を踏まえ、P1「DVの定義」で、DVを身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力として分類、定義し、P41で数値目標を掲げています。受動喫煙をDVとして分類、定義することに関して、今後、国の動向等の情報収集に努めます。</p> <p>なお、大阪府では府民の健康を守るため、健康増進法を上回る基準の「大阪府受動喫煙防止条例」を制定し、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりを進めています。</p> <p>また、大阪府健康増進計画においても「喫煙率の減少」「望まない受動喫煙の防止」について、様々な事業に取り組んでいます。</p> <p>ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>